

12月1日から噴火警報、噴火警戒レベルを発表します

既にご案内のとおり、気象庁では、12月1日から、噴火警報及び噴火予報の発表、噴火警戒レベルの導入を開始し、噴火警報は対象範囲を表す名称及び略称で、防災対応或いは警戒事項等のキーワードを付して発表します。

12月1日から噴火警戒レベルを導入する火山は、16火山です。

噴火警報の名称及び略称、警戒事項等のキーワード（別添資料1および2）

わかりやすさと速報性の観点から、噴火警報に対象範囲を表す語（火口周辺、居住地域、山麓、周辺海域）を付した名称及びその略称、警戒事項等のキーワードを設定しました。噴火警戒レベル導入火山はレベルとキーワードを、未導入の火山についても警戒事項等のキーワード（火口周辺危険、入山危険等）を付して発表します。

16火山に噴火警戒レベルを導入（別添資料3）

地域防災計画等で噴火警戒レベルの活用が定められることが、噴火警戒レベルの導入条件です。12月1日に噴火警戒レベルを導入する火山は、16火山です（別添資料3）。

今後も、火山ハザードマップ等をもとに地元自治体等と噴火警戒レベルを活用した火山防災対策の検討を進め、所要の準備の整った火山から順次導入していく予定です。

12月1日に発表する噴火警報及び噴火予報（別添資料3および4）

現在の火山活動に特段の変化が無い限り、12月1日時点の各火山の噴火警報及び噴火予報は、別添資料3のとおりです。これら噴火警報及び噴火予報は、報道機関等の協力を得て周知を図るため、明日の10時～10時30分の間に発表します（別添資料4）。

なお、12月1日0時以降に、火山活動に噴火警報の発表を必要とする異常を観測した場合には、異常と判断した時点でその火山の噴火警報を発表します。

噴火警報の警戒事項等は、新たな噴火警報及び噴火予報が発表されるまで継続

警戒事項或いは予報事項に変更が無い限り、原則として、新たな噴火警報及び噴火予報は発表しません。新たな噴火警報及び噴火予報の発表を必要としない状況において、火山性地震の回数等の火山の状況をお知らせする場合は、「火山の状況に関する解説情報」を発表します。

（補足）噴火警報及び噴火予報を発表した時点で、従来の緊急火山情報、臨時火山情報及び火山観測情報を廃止します。また、噴火警戒レベルを発表した時点で、従来の火山活動度レベルも廃止します。